

第433回 電力・ガス取引監視等委員会【公開開催】

議事録

日 時：令和5年4月20日(木) 10:00～10:10

場 所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、北本委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから「第433回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりです。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて、事務局より御説明をお願いいたします。

○田中総務課長 本委員会の開催につきましては、オンラインの開催といたします。

第1部については、公開案件ではありますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、今回は傍聴者を受け付けないこととさせていただきます。

なお、第1部の議事の模様については、インターネットで同時中継を行っています。

第2部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。その会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長 ただいま御説明がありましたように「議事次第」において「第2部」として記載されている議題については、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、今お話のあったとおりにさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、議題の1「発電側課金の導入について、中間とりまとめ」を踏まえた発電側課金の導入・運用に関する建議について、に関しまして、鍋島NW事業監視課長から、御説明をお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 それでは、資料3につきまして、御説明いたします。

発電側課金につきましては、第422回の本委員会（3月7日開催）の議決を経まして、本

年3月8日から4月7日までの間、パブリックコメントを実施しております。この結果がまとまりましたので、御報告いたします。

パブリックコメントの結果、21件の意見が寄せられました。

このパブリックコメントに対しまして、考え方を別紙のとおりにまとめました。若干ですけれども、この「中間とりまとめ」について、文意が明確になるように注釈を追記するなどの修正を行っております。

今後の流れでありますけれども、この修正した「中間とりまとめ」を踏まえて、発電側課金の導入・運用をすることについて、資料3-3によって、経済産業大臣に建議することにしたいと考えております。

パブリックコメントの内容につきましては、別紙に記載しております。若干御説明いたしますが、非常に実務的な観点からの御意見をたくさん頂きました。

「御意見の概要」の1番で、例えば逆潮のkWにつきまして、契約で定めたものよりも実際の逆潮kWにしてほしいとか、こういうのは、当事者間でよく協議を行って適切な契約kWにすることが基本だと思いますけれども、そうしているとか、あと、2番、3番ですが、kW、kWhの比率について考慮してほしいと。これは、現行の1対1のkWh側を実際の水準よりもかなり高くしていて、将来を見越して設定しているということなので、御理解いただきたいとしております。

4番、5番、蓄電池の扱いについて明確化してほしいということについては、この蓄電池の取扱いは、今、技術的検討が資源エネルギー庁で行われているので、課金の取扱いは、その後、検討するといったことを回答しております。

6番、緊急時の、災害時の自家発の供出のようなものについても、発電側課金を取るのでしょうかという御指摘は、ごもつともな御指摘ですけれども、これについては、災害時の逆潮については、kW、kWhとも一般送配電事業者がきちんとお支払いするということがありますので、その前提の上にkW、kWhについて、そういう特例は設けないことにしております。

それから7番、8番、実際にそのkW課金などが多く徴収された場合にはどうするのでしょうかということですが、他のレベニューキャップで調整を行いますというような回答にしております。

9番から11番まで、その水準をきちんと示してほしいということですが、これは準備が整い次第、実際のkW、kWhの水準を示したいと考えております。

それから、実務的な質問がいろいろありますけれども、例えば17番、割引相当額という制度がありますが、これは、極端に割引額が増えてしまうと割引かれない人の負担が増えてしまいますというような御指摘ですが、今のところは割引の上限を設定することは想定しておりませんが、必要に応じて検討してまいりますといったことしております。

あと、20番、その割引のエリアなどについて示してほしいということですが、ウェブサイトで基本的なものを示した上で、詳細は問い合わせ対応というふうにしております。改善の必要がある場合には検討してまいりますといったことしております。

それから、22番以降ですが、制度導入後の価格転嫁などについての御意見を頂いております。この「発電側課金に関する既存契約見直し指針(転嫁ガイドライン)」を今後、策定・制定することにしておりますので、その際に、こうした御意見も踏まえながらきちんと精査してガイドラインを作っていくと考えております。

それから、その制度運用に関しまして、例えば31番のあたりですが、回収業務、いろいろな手続き、業務フローで煩雑な面があるというような御指摘も頂いております。これは、実際の運用に係るものでもあると思いますので、こうした点については、一般送配電事業者にも伝えつつ、今後の検討の参考にしていくことにしたいと考えております。

35番以降ですが、36番、そもそも、その発電側課金を入れずに、現行のままとしてはどうでしょうかという御意見も頂いておりますけれども、こうした御意見に対しましては、発電側課金の趣旨、すなわちその系統を効率的に利用する、あと、その系統増強を効率的かつ確実にを行うといった御趣旨を御説明しております。

最後38番ですが、若干言葉の遣い方が気になるという御指摘も頂いておりますので、こちらは、御指摘のとおり修正をしたいと考えております。

こうしたことで、資料3-2の「中間とりまとめ」を確定させまして、資料3-3に基づきまして、今般、経済産業大臣に対して建議を行いたいと考えておりますので、御審議いただければ幸いです。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。――特にございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として建議することとしてよ

ろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんので、事務局案のとおり経済産業大臣に建議することといたします。

ありがとうございました。

第1部として予定していた議題は以上でございますが、他に何かございますでしょうか。

(発言等：なし)

それでは、これにて第1部を終了といたします。

ありがとうございました。

——了——